

## 措置の通知書

青市監報告第 209 号関係分

都市整備部

指摘事項	措置状況
<p><b>【建築指導課】</b></p> <p>□現金出納簿兼日計表において、公金払込領収証書と件数や金額が一致しない事例があった。</p>	<p>□現金出納簿兼日計表作成の際に、前日の現金出納簿兼日計表の「翌日への繰越額」から①許可等手数料等 ②開示請求金額を当日の現金出納簿兼日計表の「前日の繰越額」のそれぞれの欄に転写すべきところ、②開示請求金額を転写し忘れた結果、誤った件数や金額が現金出納簿兼日計表上で表示され、公金払込領収証書と一致しない事態が生じたため、繰越額転写の際は、それぞれ分けずに一括コピーして転写します。併せて決裁の際は、前日の繰越額も確認できるよう、前日決裁した現金出納簿兼日計表を添付します。</p>
<p><b>【公園河川課】</b></p> <p>□業務委託契約において、受託者が業務の全部又は一部を再委託する場合、あらかじめ委託者の承認を受けることとなっているが、当該承認の手続が行われていなかつた。</p>	<p>□契約後の、最初の打ち合わせ時に、再委託の有無について確認するとともに、委託期間途中において、他業者に協力してもらわなければならないような事情が発生した際は、再委託の申請を行うように指導します。</p>

## 措置の通知書

青市監報告第 209 号関係分

税務部

指摘事項	措置状況
<p><b>【納税支援課】</b></p> <p>□現金出納簿兼日計表において、公金払込領収証書と件数や金額が一致しない事例があった。</p>	<p>□記載誤りについては、「本日の金融機関への払込額」欄に金額を記載すべきところを、誤って「翌日への繰越額」欄に記載したことと、それに伴い、「手持ち現金合計」欄も誤った金額となったもので、指摘後速やかに修正しました。</p> <p>今後は、記載誤り等に十分留意し、細心の注意を払いながら複数者による確認を行い、正確に作成します。</p>
<p><b>【市民税課】</b></p> <p>□現金出納簿兼日計表において、前日から繰越して金融機関へ払込みした現金についての記載漏れがあった</p>	<p>□記載漏れについては、「前日の繰越額」欄へ金額を記載すべきところが記載漏れとなっていたことと、それに伴い、「本日の金融機関への払込額」欄も記載漏れとなつたもので、指摘後速やかに修正しました。</p> <p>今後は、記載漏れ等に十分留意し、細心の注意を払いながら複数者による確認を行い、正確に作成します。</p>

## 措置の通知書

青市監報告第 209 号関係分

福祉部

指摘事項	措置状況
<p>【障がい者支援課】</p> <p>□行政財産の使用の許可の更新を受けようとする場合は、使用期間満了の日前 30 日までに、継続使用の許可の申請をしなければならないが、当該期限後に申請したものがあった。</p> <p>&lt;青森市財務規則第 199 条&gt;</p>	<p>□ふれあいの館の指定管理者は、行政財産の使用の許可を受けて、当該施設の事務室を事務所として利用しています。</p> <p>行政財産の使用許可にあたっては、地方自治法第 238 条の 4 及び青森市財務規則第 196 条の規定に基づき許可しており、その手続きは、同規則第 197 条の書面による許可申請、同規則第 198 条の許可証の交付により行ってきたところです。</p> <p>このことは、継続して事務所を設置する場合の使用許可の規定である同規則第 199 条の認識がなかったためです。</p> <p>今後は、決裁時に財務規則の該当部分を添付することで、失念することの無いようにするとともに、相手方に申請期限をお知らせするなど、事務に遗漏がないよう適切な事務処理に努めます。</p>